（2）　帽体及び衝撃吸収ライナの保護範囲は、日本工業規格T8133（2015）乗車用ヘルメット6．2b）に適合すること。ただし、原動機付自転車又は総排気量0．125リットル以下の自動二輪車を対象とするハーフ形又はスリークォーターズ形のヘルメット（以下「原付等用ヘルメット」という。）にあつては、日本工業規格T8133（2015）乗車用ヘルメット6．2a）に適合すること。

（3）　［略］

3（1）・（2）　［略］

（3）　左右及び上下の視界が十分とれること。

（4）　ヘルメットは、帽体、衝撃吸収ライナ及び保持装置を備えていること。

なお、保持装置にはチンカップを取り付けてはならない。

（5）　［略］

4～9　［略］

3．～10．　［略］

別表第2（第7条関係）

特定製品の区分		
型式の区分		
要素	材質等の区分	
1．　［略］	［略］	［略］
2．　乗車用ヘルメット		
用途	［略］	［略］
帽体の形状	［略］	［略］
帽体の材質	（1）　繊維強化プラスチック製のもの	［略］
	（2）～（4）　［略］	
衝撃吸収ライナの材質	［略］	［略］
保持装置の材質	［略］	［略］
サイズ	［略］	［略］
3．～10．　［略］		

（2）　帽体及び衝撃吸収ライナの保護範囲は、日本工業規格T8133（2007）乗車用ヘルメット6．2b）に適合すること。ただし、原動機付自転車又は総排気量0．125リットル以下の自動二輪車を対象とするハーフ形又はスリークォーターズ形のヘルメット（以下「原付等用ヘルメット」という。）にあつては、日本工業規格T8133（2007）乗車用ヘルメット6．2a）に適合すること。

（3）　［略］

3（1）・（2）　［略］

（3）　左右の視界が105度以上あり、かつ、上下の視界が十分とれること。

（4）　ヘルメットは、帽体、衝撃吸収ライナ、内装クッション及び保持装置から構成されていること。また、耳おおい、ひさし、シールド及びあごガードを備えてもよい。

なお、保持装置にはチンカップを取り付けてはならない。

（5）　［略］

4～9　［略］

3．～10．　［略］

別表第2（第7条関係）

特定製品の区分		
型式の区分		
要素	材質等の区分	
1．　［略］	［略］	［略］
2．　乗車用ヘルメット		
用途	［略］	［略］
帽体の形状	［略］	［略］
帽体の材質	（1）　強化プラスチック製のもの	［略］
	（2）～（4）　［略］	
衝撃吸収ライナの材質	［略］	［略］
保持装置の材質	［略］	［略］
サイズ	［略］	［略］
3．～10．　［略］		

備考　表中の［　］の記載は注記である。